

令和7年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰支援給付金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市内の障害福祉サービス事業所等に対し、市が給付金を交付することにより、物価高騰に係る負担を軽減し、障害福祉サービス提供体制の維持・継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。
- (2) 相談支援事業 法第5条第19項に定める一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う事業をいう。
- (3) 地域生活支援事業 茨木市移動支援事業実施要綱、茨木市日帰りショートステイ事業実施要綱、茨木市地域活動支援センターⅠ型事業実施要綱、茨木市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱及び茨木市地域活動支援センターⅢ型事業実施要綱で定める事業をいう。

(給付対象者)

第3 給付対象者は、第4の給付対象となる事業所を運営する法人とする。

(給付対象)

第4 給付対象となる事業所は、令和8年2月1日時点で茨木市の区域内に所在する本市から指定を受けている障害福祉サービスを提供する事業所、相談支援事業を行う事業所、茨木市と業務委託契約を締結している地域生活支援事業を行う事業所（以下「事業所」という。）であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所は、対象外とする。

- (1) 本市が設置する施設の指定管理者として運営する事業所
- (2) 令和7年度茨木市介護サービス事業所等物価高騰支援給付金交付要綱の給付対象となる事業所の所在する建築物と同一の建築物又はその敷地内の他の建築物において運営している事業所
- (3) 休止中の事業所

(給付金額等)

第5 給付金の額は、1事業所につき100,000円とする。この場合において、事業所の所在する建築物と同一の建築物又はその敷地内の他の建築物に

において複数の事業所を運営している場合は、当該複数事業所を合わせて1事業所とみなすものとする。

2 この事業による給付金の交付は、1回限りとする。

(支給の申込み等)

第6 市長は、給付対象者に対し、令和7年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰支援給付金交付通知(様式第1号)により給付金の支給の申込みを行う。

2 給付対象者は、前項の申込みを受けた際、指定された期間に給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、給付対象者に対し、給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

(支給の方式)

第7 給付対象者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 令和5年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰・感染症対策支援給付金口座振込方式 令和5年度に実施した令和5年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰・感染症対策支援給付金振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 第6第3項の支給決定前までに、給付対象者が新規口座の登録または前号の指定口座の変更を令和7年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰支援給付金振込口座届出書(様式第2号)により届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(立入検査)

第8 市長は給付金の執行の適正を期するため、その職員に、給付対象の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第9 給付金の交付を受けた者は、当該給付金に係る収入及び物価高騰対策に係る支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 給付金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第10 給付金の交付を受けたものは、当該給付金に係る収入及び物価高騰対策に係る支出に関する書類及び帳簿等を、当該給付が行われた年度の翌年

度から起算して10年間保存しなければならない。

(給付の取り消し等)

第11 市長は、給付金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号いずれかに該当するときは、給付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第12 市長は、給付金の使用について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第13 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年2月10日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は令和7年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰支援給付金支給事務が終了した日に、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第6の規定により支給の申込みを行った給付金については第8から第12までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

郵便番号
法人所在地

法人名称

御中

令和 年 月 日
茨木市長 福岡 洋一

令和7年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰支援給付金交付通知

平素は、本市障害福祉行政の事業運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、各障害福祉サービス事業所等におかれては物価高騰が続くなか、事業を継続していただいておりますことから、物価高騰に係る経済的負担を軽減するため、下記のとおり支援給付金を支給します。

1 給付対象者

令和8年2月1日時点で茨木市の区域内に所在する本市から指定を受けている障害福祉サービスを提供する事業所、相談支援事業を行う事業所、茨木市と業務委託契約を締結している地域生活支援事業を行う事業所（ただし、休止中の事業所は除く）を運営する法人

2 給付金の内容

1事業所あたり10万円の給付金を支給します。

（事業所の所在する建築物と同一の建築物又はその敷地内の他の建築物において複数の事業所を運営している場合は、当該複数事業所を合わせて1事業所とみなすものとします。）

3 辞退方法

右記QRコードより、令和8年 月 日までに申し出てください。

※インターネット経由用URL：~~~~~

QRコード

4 振込口座

裏面「振込口座」に記載の口座に振り込みます。「振込口座」が空白、別の口座への振り込みを希望される場合は、令和8年 月 日までに同封の「令和7年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰支援給付金振込口座届出書」を障害福祉課へ提出してください。

5 交付日

令和8年 月

振込口座

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	下3桁はXXX表示
口座名義			

※令和5年度に実施した令和5年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰・感染症対策支援給付金振込時における指定口座を記載しています。

給付対象事業所

	事業所名	所在地
	給付金額	万円

（提出先）茨木市長

（届出者）

所在地

名 称

代表者

印

（電話番号 — — ）

令和7年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰支援給付金振込口座届書

令和7年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰支援給付金は、次のとおり指定する金融機関口座へ振り込んでください。

【振込口座】

ゆうちょ銀行以外の金融機関						
金融機関名		支店名		分類	口座番号	口座名義
1.銀行	5.農協	支店コード	本店・支店	1.普通	(右詰め)で記入してください。	(フリガナ)
2.金庫	6.漁協		本所・支所			2.当座
3.信組	7.信漁連		出張所			
4.信連						
ゆうちょ銀行の通常貯金(総合口座)						
貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。 (※1 6桁目がある場合のみ記入してください。)		記号 (左詰め)でお書きください		番号 (右詰め)で記入してください。		口座名義
		1	0	-	※1	(フリガナ)

【添付書類】

- 振込口座確認書類の写し（裏面に貼付）

【注意事項】

- 振込口座として、代表者氏名又は法人名称が口座の名義に含まれないものを指定する場合は、委任状の添付が必要です。
- 「令和7年度茨木市障害福祉サービス事業所等物価高騰支援給付金交付通知」（様式第1号）で通知された口座への振込を希望する場合、この用紙の提出は必要ありません。

受付

振込口座確認書類の写しを下枠内に貼り付けてください。

振込口座確認書類は、全ての項目が記載されているものとしてください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合：次の①～⑤が記載されているもの

- ①金融機関名 ②支店名 ③口座分類 ④口座番号
- ⑤口座名義(カタカナ)

ゆうちょ銀行の場合：次の⑥～⑦が記載されているもの

- ⑥記号・番号 ⑦口座名義(カタカナ)

振込口座確認書類のコピー(1種類) 貼付

確認書類の写しの例：

- ア 通帳(口座番号が書かれた部分)のコピー (※)
- イ キャッシュカードのコピー

※ゆうちょ銀行の場合は通帳見開きのページ全面のコピー

コピー貼り付け欄

■チェックリスト

届出の前に以下の項目をもう一度ご確認ください。

- 届出者欄(所在地・名称・代表者・電話番号)を全て正しく記入し、かつ、押印しましたか。
- 振込口座欄を全て正しく記入しましたか。

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合：

金融機関名、支店名、口座分類、口座番号、口座名義

ゆうちょ銀行の場合：

記号・番号、口座名義

- 振込口座確認書類の写しを貼り付けましたか。